

会

議

午前10時 0分開会

議長（増田 清君） おはようございます。

ただいまの出席議員は定足数に達しております。よって、平成 20年5月下田市議会臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

#### 会期の決定

議長（増田 清君） 日程により、会期の決定を課題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日より2日までの2日間といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、会期は2日間と決定をいたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元にご通知いたしました案のとおりでありますので、ご承知願います。

#### 会議録署名議員の指名

議長（増田 清君） 次は、日程により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において、4番 土屋雄二君と5番 鈴木 敬君の両名を指名いたします。

#### 諸般の報告

議長（増田 清君） 次は、日程により、諸般の報告を申し上げます。

最初に、議長会関係について申し上げます。

4月24日、第239回東海市議会議長会理事会及び第91回東海市議会議長会定期総会が岐阜県岐阜市で開催され、私と副議長が出席いたしました。

この理事会及び定期総会では、会務報告の後、愛知県提出の「公的資金補償金免除繰上償

還の要件緩和について」、静岡県提出の「地域医療対策について」、三重県提出の「住宅除去工事を行った際の固定資産税の減額処置について」及び岐阜県提出の「地方分権改革推進計画の策定に関する要望について」の4件の議案を審議の上、可決し、今後の取り扱いにつきましては、会長市である岐阜県岐阜市に一任することにいたしました。

続いて、当議長会の平成19年度の決算等を原案のとおり認定した後、平成20年度の負担金並びに予算について審議され、原案のとおり可決されました。

次に、4月11日、伊豆縦貫自動車天城北道路開通祝賀式が伊豆市で開催され、私が出席をいたしました。

次に、他市からの行政視察について申し上げます。

4月11日、大阪府松原市の議員6名が「本のリサイクルの事業概要について」を視察されました。

次に、今臨時会に市長から提出議案の送付と説明員として出席する旨の通知がありましたので、事務局長をして朗読いたさせます。

事務局長（鈴木貞雄君）朗読いたします。

下総庶第61号。平成20年5月1日。

下田市議会議長、増田 清様。静岡県下田市長、石井直樹。

平成20年5月下田市議会臨時会議案の送付について。

平成20年5月1日招集の平成20年5月下田市議会臨時会に提出する議案を別紙のとおり送付いたします。

付議事件。

報第1号 専決処分の承認を求めることについて、議第33号 南伊豆地区1市3町合併協議会の設置について、議第34号 平成20年度下田市一般会計補正予算（第1号）。

下総庶第62号。平成20年5月1日。

下田市議会議長、増田 清様。静岡県下田市長、石井直樹。

平成20年5月下田市議会臨時会説明員について。

平成20年5月1日招集の平成20年5月下田市議会臨時会に説明員として下記の者を出席させるので通知いたします。

記。市長 石井直樹、副市長 渡辺 優、教育長 高橋正史、企画財政課長 土屋徳幸、総務課長 糸賀秀穂、市民課長 山崎智幸、税務課長 河井文博、会計管理者兼出納室長 森 廣幸、監査委員事務局長 内田裕士、建設課長 井出秀成、上下水道課長 滝内久生、

観光交流課長 山田吉利、産業振興課長 平山広次、健康増進課長 藤井恵司、福祉事務所  
長 清水裕三、環境対策課長 藤井睦郎、教育委員会学校教育課長 名高義彦、教育委員会  
生涯学習課長 前田眞理。

以上でございます。

議長（増田 清君） 以上で諸般の報告を終わります。

#### 報第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（増田 清君） 次は、日程により、報第1号 専決処分の承認を求めることについて  
を議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

企画財政課長（土屋徳幸君） それでは、報第1号 専決処分の承認を求めることにつ  
いて  
をご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分をいたしました補正予算は、平成  
20年3月31日専決の平成19年度下田市一般会計補正予算（第8号）及び平成19年度下田市下  
水道事業特別会計補正予算（第6号）の2件であります。

最初に、専第1号 平成19年度下田市一般会計補正予算（第8号）でございますが、ピン  
ク色の補正予算書及び補正予算の概要書をご用意いただきたいと思います。

補正予算の理由でございますが、歳入につきましては、予算書の2ページから3ページに  
記載してございますけれども、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得  
割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、地方交付税、  
交通安全対策特別交付金等の交付額の確定に伴う増減補正及び国・県支出金の確定に伴う増  
減補正、財産収入、寄附金、繰入金、諸収入、市債の増減補正等によるものでございます。

一方、歳出におきましては、4ページから5ページに記載してございますが、議会費から  
公債費までの事業の精算に伴う増減補正及び財源調整に伴う予備費の増額補正の予算措置を  
させていただいたものでござい ます。

それでは、補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条の歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,85万  
6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 89億9,856万6,000円とするもの  
でございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の内容につきましては、後ほど説明資料によりましてご説明をさせていただきます。

次に、第2条、債務負担行為の補正でございますが、6ページをお開き下さい。

第2表 債務負担行為の補正(変更)は4件で、まず、社会福祉法人伊豆つくし会運営費等補助金は事業費の変更に伴い交付額の変更が生じたため変更するもので、期間には変更ございませんが、限度額において補助予定額 2,044万5,000円を2,036万6,000円に7万9,000円減額するとともに、平成19年度予算計上額 1,071万6,000円を7万9,000円減額し、1,063万7,000円とするもので、平成20年度以降の支払額には変更ございません。

続いて、小口資金利子補給補助金、経済変動対策特別資金利子補給補助金及び勤労者教育資金利子補給補助金は、平成19年度において当該条件による申し込みの事例がなくなったため債務を取りやめるものでございます。

1ページに戻っていただいて、第3条、地方債の補正でございますが、7ページをお開きください。

第3表 地方債の補正(変更)につきましては、まず、焼却炉改良事業において限度額を2億4,420万円から300万円減額の2億4,120万円とするもので、これは次の須崎漁港水産基盤整備事業以下4事業について、当初、交付税算入の起債充当率 90%を想定しておりましたけれども、これが100%起債充当可能となったため、この4事業のそれぞれ限度額を100%相当に増額することにより軽減された一般財源分 300万円を焼却炉改良事業に充当することによって、その分の起債 300万円が減額となるというものでございます。したがって、限度額全体の合計では変更はなく、また、起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。これにより関係事業の財源内訳の変更をさせていただいております。

それでは、歳入歳出予算補正の主な内容につきまして、予算説明資料によりご説明いたしますので、補正予算の概要の2ページをお開きください。

初めに、歳入でございますが、企画財政課 関係といたしましては、主なものは、2款1項1目自動車重量譲与税は9万2,000円の追加補正、2款2項1目地方道路譲与税は11万1,000円の減額補正、3款1項1目利子割交付金は439万6,000円の追加補正、4款1項1目配当割交付金は27万2,000円の追加補正、5款1項1目株式等譲渡所得割交付金は80万7,000円の減額補正、6款1項1目地方消費税交付金は1,239万6,000円の追加補正、7款1項1目ゴルフ場利用税交付金は5万6,000円の追加補正、9款1項1目自動車取得税交付金は54万8,000円の減額補正、1款1項1目地方交付税は特別交付税で5,408万5,000円の追加補正で、

それぞれの交付額決定による増減補正でございます。19款2項1目財政調整基金繰入金は22万9,000円の減額補正で、蓮台寺活性化補助金及びドクターヘリポート整備事業費のそれぞれの額が確定したことによる減額補正でございます。次に、22款1項1目清掃債は300万円の減額で、同2目水産業債は200万円の増額、同3目港湾債は100万円の増額で、地方債の説明で申し上げたとおり、当初予定しておりました水産業債及び港湾債の充当枠拡大に伴い、両起債の借入額を合計300万円増額し、その分清掃債の借入額を減額するというものでございます。

次に、総務課関係といたしましては、14款1項1目施設使用料は3,000円の減額で、たばこ自販機の撤去等庁舎内自販機の設置使用料の変更に伴うもの、14款2項1目不動産売却収入は29万7,000円の減額で、伊豆つくし学園敷地内赤線・青線の法定外公共物売却代金の確定に伴うもの、22款5項6目雑入は34万円の減額で、ホームページバナー広告掲載手数料の確定に伴うものでございます。

次に、市民課関係では、12款1項1目交通安全対策特別交付金は2万9,000円の追加で、交付額の確定に伴うものでございます。

次に、福祉事務所関係では、15款1項1目国庫・社会福祉費負担金の706万8,000円の減額から、4ページ、16款2項2目3節県費・児童福祉費補助金の374万2,000円の減額までは、それぞれ補正内容欄記載の事業費の確定及び精算に伴う減額、18款1項3目社会福祉費寄附金の1万円の減額は、ほのぼの福祉基金の実現に伴うものであります。

次に、健康増進課関係では、13款2項2目保健衛生費負担金は1万円の減額で、負担金額の確定によるもの、15款1項2目国庫・保健衛生費負担金及び16款1項2目県費・保健衛生費負担金のそれぞれの16万円の減額は、老人保健事業費の実績に伴うもの、16款2項3目県費・保健衛生費補助金37万円の減額は、補正内容欄記載の事業費の減に伴うもの、22款5項3目衛生費過年度収入は66万3,000円の追加で、平成18年度保健事業費負担金の交付額の確定に伴うものであります。

次に、環境対策課関係では、15款2項2目国庫・循環型社会形成推進交付金1万2,000円の減額、16款2項3目県費・環境対策費補助金1万円の減額及び19款1項5目水道事業会計繰入金3万円の減額は、浄化槽設置整備事業の実績に伴うものでございます。

次に、産業振興課関係では、14款2項1目その他不動産売却収入の1万8,000円の減額は、上大沢市営造林の立木売却の実績に伴う減額、同2目その他物品売払代は10万円の減額で、あずさ山の家の井戸水売払水量の実績に伴うものであります。

続いて、6ページ、建設課関係では、16款2項5目県費・住宅費補助金は30万円の減額で、申請実績がなかったことに伴う減額であります。

次に、学校教育課関係では、15款2項1目国庫・次世代育成支援対策交付金1万4,000円の減額は児童数の減に伴うもの、16款2項2目県費・児童福祉費補助金は4万2,000円の追加で、補助基準額の変更に伴うものであります。

次に、選挙管理委員会関係では、15款3項1目国庫・参議院議員選挙委託金39万1,000円の減額は事業精算に伴う減額であります。

続いて、8ページの歳出補正でございますが、まず、議会事務局関係では、1款1項1目000事業、議会事務は15万9,000円の減額で、議場いすの修繕、精算不用額であります。

次に、企画財政課関係では、2款1項7目024事業、地域振興事業は40万4,000円の減額で、補正内容欄記載の車借上料16万円の減額は、自主運行バス代替タクシー借上料で、公用車対応としたことによる不用額、地域振興用資材24万4,000円の減額は実績による不用額、2款1項7目024事業、市民協働型まちづくり事業は4万円の減額で、特定非営利活動法人に対する補助金の交付実績による不用額、1款1項2目7710事業、起債利子償還事務1万円の減額は、長期債利子の実績不用額、同771事業、一時借入金等利子事務100万円の減額は、未活用による不用額、12款1項1目の一般会計予備費は8,104万8,000円の追加で、歳入歳出調整額で補正後の額は1億7,880万8,000円となるものでございます。

次に、総務課関係でございますが、2款1項1目0100事業、総務関係人件費は76万円の減額で、臨時雇賃金の不用額、2款1項4目0173事業、行政協力員・区長会事務は2万2,000円の減額で、事業精算に伴う不用額であります。

次に、市民課関係では、2款8項1目0860事業、地域防災対策総務事務53万1,000円の減額は、防災計画、国民保護法計画等の印刷製本費精算不用額であります。

次に、福祉事務所関係では、3款1項1目1002事業、社会福祉法外援護事業は123万7,000円の減額で、補正内容欄記載の事業の実績に伴う精算不用額、同2目105事業、特別障害者手当等支給事務73万5,000円の減額は特別障害者手当等の確定に伴うもの、同1052事業、在宅身体障害者(児)援護事業は1,599万5,000円の減額で、補正内容欄記載のとおり医療費等の確定による不用額、同3目1103事業、知的障害者(児)施設等対策事業7万9,000円の減額は派遣職員人件費の確定に伴う不用額、3款1項4目1110事業、精神障害者援護事業48万円の減額は医療費の確定に伴うもの、同5目1150事業、ほのぼの福祉基金の17万円の減額は実現によるもの、3款2項1目1203事業、敬老関係事業の5万2,000円の減額から、10ペー

ジ、3款3項7目 1700事業、母子家庭等援護事業の 163万 7,000円の減額までは、それぞれの事業費の確定による不用額でございます。

次に、健康増進課関係では、4款1項2目 2020事業、予防接種事業の 60万円の減額は、日本脳炎の予防接種勧奨差し控えによる材料費の不用額、同4目 206事業、第2次救急医療事業 47万 1,000円の減、4款2項1目 2150事業、老人保健事業 265万 9,000円の減額は、それぞれ事業実績に伴う不用額でございます。

次に、環境対策課関係では、4款3項3目 228事業、ごみ収集車両管理事業の 53万円の減額は入札差金、同7目 2384事業、浄化槽設置整備事業 7万 1,000円の減額は実績に伴う不用額でございます。

次に、産業振興課関係では、5款1項5目 3200事業、農用施設維持管理事業 23万 1,000円の減額は農道平瀬線修繕工事の精算不用額、5款2項2目 3400事業、市営分収林事業の 7,000円の減額は、歳入でも説明させていただいた上大沢市営造林分収金の額の確定に伴うもの、5款4項2目 3750事業、漁港管理事業 101万 2,000円の減額及び同3目 3800事業、須崎漁港水産基盤整備事業 31万 7,000円の減額は、それぞれの事業業務委託料の精算不用額、6款1項2目 4050事業、中小企業金融対策事業 24万 4,000円の減額と6款1項4目 4130事業、勤労者対策事業 14万 9,000円の減額は、それぞれ事業実績による精算不用額でございます。

次に、観光交流課関係では、6款2項2目 4250事業、観光振興総務事務 22万 7,000円の減額は、補正内容欄記載の事業費の確定に伴う不用額であります。

次に、建設課関係では、7款7項2目 5620事業、住宅改修建替支援事業 30万円の減額は、要望がなかったことによるものであります。

次に、教育委員会学校教育課関係の3款3項5目 1650事業、地域保育所管理運営事業 34万 5,000円の減は工事未執行に伴うもの、12ページ、9款2項1目 6050事業、小学校管理事業 16万 8,000円の減額は事業費の確定によるものでございます。

次に、選挙管理委員会関係では、2款4項1目 0550事業、選挙管理委員会事務 21万 4,000円の減額は時間外手当不用額、同5目 0570事業、参議院議員選挙事務 17万 7,000円の減額は、参議院議員選挙事務の精算不用額であります。

以上で、専第1号 平成19年度下田市一般会計補正予算(第8号)の説明を終わらせていただきます。

続きまして、専第2号 平成19年度下田市下水道事業特別会計補正予算(第6号)についてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、補正予算書の 47ページをお開きください。

第 1 条の歳入歳出予算の補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 30万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 19億 2,054万 3,000円とするものでございます。

第 2 項の歳入歳出予算の補正の款項の内容につきましては、後ほど説明資料にて説明をさせていただきます。

第 2 条の地方債の補正でございますが、補正予算書の 50ページをお開きください。

第 2 表 地方債補正（変更）は公共下水道事業で起債の額が確定したことにより、下水道限度額を 2 億 9,570万円から 30万円を減額した 2 億 9,540万円とし、起債の方法、利率、償還の方法はそれぞれ変更ございません。

4ページに戻っていただいて、第 3 条、繰越明許費の補正であります、5ページをお開きください。

第 3 表 繰越明許費補正（変更）は 2 款事業費 1 項事業費下田浄化センター等更新事業で全体事業費の変更により当初繰越明許額の 2,900万円を 500万円減額し、2,400万円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の款項の主な内容につきましてご説明いたしますので、ピンク色の補正予算の概要の 14ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、8 款 1 項 1 目下水道事業債は 30万円の減額で、特別措置分起債の変更に伴うものであります。

続いて、歳出であります、3 款 1 項 2 目 8860事業、下水道起債利子償還事務 1 万円の減額及び同 8870事業、下水道一時借入金事務 10万円の減額は、それぞれ執行不用額、4 款 1 項 1 目予備費は 19万円の減額で、歳入歳出の調整額でございます。

以上で、平成 20年 3 月 31日付にて専決させていただいた専第 1 号及び専第 2 号の 2 件の専決予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご承認のほどお願いいたします。

議長（増田 清君） 専第 1 号から専第 2 号までの当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

質疑ございませんか。

5 番。

5 番（鈴木 敬君） 1 点だけちょっとお聞きします。専決で今回出た数字の中で、事業費



で特に減額の多いのが、例えば身障者医療費の 19万円だとか、乳幼児医療費の 392万、母子家庭医療費の 107万、医療費関係の減額が特に多くて目立っているのですが、これは何か理由があるのでしょうか。

議長（増田 清君） 当局、説明をお願いします。

福祉事務所長。

福祉事務所長（清水裕三君） 精算額で特に理由というのは聞いていないのですが、医療費ですよね。ですから、実績に基づいたものですので、特に理由というのはありません。答えになっていませんか。

議長（増田 清君） いいですか。

暫時休憩します。

午前 10 時 22 分休憩

午前 10 時 32 分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

当局の答弁を求めます。

番外。

福祉事務所長（清水裕三君） すみません。貴重な時間を拝借いたしまして。

答弁をさせていただきます。

重度心身障害者と乳幼児医療につきましては、当初の予算計上額が過大だったということで、実際には少なかったということで申し訳ないですけれども、当初見込んだ数字より実績が少なく、そういうことで精算ということです。過大だったかもしれませんが申し訳ないと思います。

議長（増田 清君） ほかにございませんか。

1 番。

1 番（沢登英信君） 特別交付税が 5,408万 5,000円交付がされるということに、この補正の大きな特徴の 1 つがあるんじゃないかと思います。それで、地方交付税の 6 %分がこの特別交付税ということになっていようかと思いますが、いつの時点でこの 5,400万余の特別交付税が下田市に交付されるということが明らかになるのか、そしてまたなぜ 5,400万なのか、ここについてですね地方交付税法に基づいて、どのような確認をされているのか、予算を作成にするに当たりまして、5,000万円からの国からの当然地方自治体によすべき金です

ね、いつの時点ではっきりできるかによって、予算の作成の仕方は大分違ってきますし、市民サービスのあり方にも大きな影響を与える結果になると思いますので、その点の事情を明らかにしていただきたいと思います。

それから、予算説明書の4ページ、説明書のほうでいきますが、あずさ山の家の井戸水払代が10万円減額をされております。この理由はいかなることなのか。それから、このあずさ山の家につきましては、既に水道は恐らく引かれているのではないかと思います。この井戸水の利用方法については、どのような方向で検討をしようとしているのか、わかればこれも明らかにしていただきたいと思います。

それから、8ページの地域振興事業の地域振興用資材 24万4,000円、これも各地域の人たちが道づくりであるとか、あるいは河川のちょっとした改良であるとか、地元で資材を市からいただいて、暮らしやすいようなまちづくりをしていくという予算であろうと思いますが、これも恐らく引く手あまたと思うんですが、なぜ24万4,000円も残ったのか、こういう疑問がありますのでお尋ねをしたいと思います。

とりあえず以上であります。

議長（増田 清君） 番外。

企画財政課長（土屋徳幸君） まず、1点目のですね、今回の特別交付税 5,408万5,000円の追加補正でございます。この特別交付税の確定時期といいますが、交付時期といいますが、それと額の確定の根拠はいかなるものかというところでございます。

まず、確定の通知をいただいたのが4月上旬、早々ぐらいだったと記憶しておりますが、例年、そのころの時点で通知が来ております。そういう部分で言えば、その額の5,408万5,000円というのが何の根拠で、どういう形で積算されているのかということについては、先ほど議員がご指摘のとおり地方交付税の割合については、いわゆる6%が特交であり94%が普通交付税の割り振りの中で、特交の部分については、県のほうに交付されて県の配分裁量によりまして各自治体の実情に応じて配分されるものでございますので、申し訳ございませんが、その実態が、内容がどうでこうでということは、県のほうからの具体的な通知というのは内訳積算通知というのはなかなか示されないというのが実態でございます。逆に言うと、これを具体的にしてしまえば、では、うちのほうは何でこれがないのかといういろんな混乱を招くということも一方ではあるかと思っておりますので、その辺は実態はよくわかりませんが、内容的なものについては、当市の場合には特に言われることは、天皇陛下の御用邸があるとかですね、いわゆる他市と比べて特殊事情、いわゆる特交というのは、議員ご

承知のとおりですね、普通交付税であるということになれば一定の積算根拠、基準値等を参考にしてください、積み上げて額が確定するものでございますが、特別交付税というのは何遍も論議されたとおり、その財源の手当てというものはよく言われる、いわゆる合併の推進のために充てるものとかですね、特別にその年度に大きな災害があった地域に対して特別な財源手当てをするとかですね、今申し上げた下田市の場合には国の 皇居の、いわゆる皇室の關係の施設があるとか、そういった他市にな い特殊事情があった地域に対して特別な裁量で交付される性格のものでございますので、そういった意味では一定のルールというものは特に明記されていないのが実情であろうかと思えます。

それから、もう1点、地域振興事業の原材料の關係の不用額があるのはいかがなものかというところでございますが、いわゆるその地域振興事業の原材料支給についてはですね、原則、公共施設の修復等に役立てるために、公共的施設のために役立てるために交付をしているものが原則でございますので、そういった意味でいえば何でもかんでもいいということではございませんし、各地元からの今回の補正については、申請実績、要望実績に伴って精算をさせていただいているというところでございます。

議長（増田 清君） 番外。

産業振興課長（平山広次君） 井戸水の減額 10万円についてのお答えをいたします。

当初予算で認められた 12万円という予算があったわけですが、実績でいいますと、10トンずつ4回運びまして実績2万円ということになっておりまして、その差額の 10万円、12万円から2万円引いた 10万円が今回専決としてのせた金額になっております。

井戸水の利用方法については、自主事業の中でですね、詳細については、特にうちのほうでは把握していませんが、交流の場として井戸水を利用するという形で進めているというふうに聞いております。今後、水道を引かれたときにどうするのかということなんですが、今、沢水を引いてですね、飲料水、それとかあそこの管理用水というんですかね、おふろとかそういうのに使っておりますが、今後、水道が引かれればそれは水道に変わるということになります。

以上です。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） 地方交付税についてはですね、ぜひ見解を改めていただき たいとこのように要望をしたいと思うわけでありまして。地方交付税法の第5条、「都道府県知事は総務省令で定めるところにより、当該都道府県の基準財政需要額及び基準財政収入額に関する資

料、特別交付税の額の算定に用いる資料その他必要な資料を総務大臣に提出するとともに、これらの資料の基礎となるものを備えておかなければならない」と、地方交付税法第5条で決められているわけです。県の言い分をそのまま認めてですね、その配分は県に権限があるんだから、地方自治体ではわからなくていいんだよと、こんな意見をもらってこれるか、ちゃんと交付税法に基づいてきっちり要求する、その根拠は何かと、4月ということであればより一層早くその決定をしていただけるように要望すると、こういう姿勢こそが必要であろうと思います。

にもかかわらずですね、それらのものはその内容が明らかになると各自治体同士です、争い事が起こるかもしれないので県に任せてあるんだと、このような姿勢であるとしたら、それは法治国家及びこの地方交付税に基づく精神に反するものだと私は思いますので、ぜひともその点は法律でも明記されているわけでありますので、答弁は要りませんが、その姿勢を改めていただいて、研究していただくという要望をしたいと思うわけであります。

それから、あずさ山の家の井戸水が10トンを4回、これは2万円で終わったということですが、この経過を聞いているわけで、なぜそういう状態になったのか、そして、今後その利用はどのように考えているのかと、地域の人たちに利用させるという方向で考えていますよというような答弁であったかと思うわけですが、それでちょっとよろしいのか再度お尋ねをしたい。

といいますのは、この事業者が想定をした事業が予定どおりに進んでいない、こういうことをあらわしているのではないかと、こういう心配事が裏にあるのではないかという思いがあるわけであります。そういう点でどうかという質問であります。

議長（増田 清君） 番外。

産業振興課長（平山広次君） あずさ山の家の飲料水の関係ですが、先ほど10トン4回という形でご説明申し上げたわけですが、これは昨年19年度から始まった事業でありまして、その辺の見通しの立て方ですが、12万円ということで相手側との協議を進めたところ、ところが実績につきましては4月に1回、5月に1回、6月に1回、10月に1回というふうに、こういった4回になっておりまして、この辺の実績と当初の見通しとは若干そごがありまして、何分にも去年から始まった事業でありますのでこういった結果になってしまったということになっております。

なお、井戸水の利用につきましては、地域の交流の場ということですね、あそこの場所で無料配布したりしておりますので、こういった形で自主事業の中で考えているということ

になっております。

議長（増田 清君） 1 番。

1 番（沢登英信君） 井戸水の利用は、やはり、市もそれなりの責任が出てこようかと思うわけでありまして。当然飲用に要するものであれば、水道法等に基づいてきっちりした殺菌行為が行われている。ところが、くみ上げた水そのものを提供するという形態になっていようかと思うわけですね。当然それらのものを提供することになれば、毎月なりあるいは年に何回かなり水質検査をして、市民に提供するというような方向が当然必要になってこようかと思うわけでありまして、それらのものも恐らくなされていらないのではないかというように思うわけでありまして。

公のものとしてですね、そういう安全のきっちりしたチェックがない水を提供し続けてよろしいのかというような思いもありますので、そういう点の検討はどうなっているのか、再度お尋ねをいたします。

議長（増田 清君） 番外。

産業振興課長（平山広次君） 水の検査の件につきましては、水質検査は指定管理者においてしているということと聞いております。

すみません、詳しく把握しておりませんので、その辺については今後 60日、19年度の事業が終わりまして 60日以内に事業報告がありますので、そういった中の経過を踏まえてですね、今後確認していきたいと思っております。

議長（増田 清君） ほかにございませんか。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

よって、報第1号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

#### 議第33号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（増田 清君） 次は、日程により、議第33号 南伊豆地区1市3町合併協議会の設置についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

企画財政課長（土屋徳幸君） それでは、議第33号 南伊豆地区1市3町合併協議会の設置についてご説明を申し上げます。

議案件名簿の2ページをお開きください。

提案理由といたしましては、1市3町の合併のための諸条件を協議するためでございます。ご案内のとおり、日本の総人口は予測を上回る速さで減少し、少子高齢化が急速に進んでおります。また、個人の価値観の多様化やライフスタイルの変更等により、行政サービスの需要はますます多様化かつ増大しております。一方、このような多様化した行政ニーズに対応するため、地方分権の推進のもと、医療・福祉・教育・自然環境保全等のさまざまな分野で住民が豊かさを実感できるような専門的行政サービスを効率的・効果的に提供していくことが求められているところであります。このような状況に的確に対応するためには、合併は避けて通れないものであり、また、今回の合併が最後のチャンスととらえておるところでございます。幸いにも下田市、河津町、南伊豆町及び松崎町は四季を通じ、気候が温暖で、景観に優れた豊かな自然環境など共通する点が多く、住民の日常生活、経済活動、さらには教育分野においても長い歴史と文化を共有してきた地域であります。また、行政面においても 南伊豆地区広域市町村圏協議会や共立湊病院などの広域行政の中で連携を深めているところであります。

こうした状況を踏まえ、関係市町は合併によるさらなる飛躍と発展を期し、新市の合併市町村基本計画の策定、その他合併に関するあらゆる協議を行うため、平成 20年2月臨時会に

において、地方自治法第 252条の 2 第 1 項及び市町村の合併の特例等に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき、南伊豆地区 1 市 3 町合併協議会を設置するものとし、その設置について議会の議決を求めたところ、松崎町議会においては否決ということになり、結果、同議案は無効となったところであります。

しかしながらその後、松崎町の住民から同法第 4 条第 1 項の規定に基づき住民発議による合併協議会設置の請求がなされ、4 月 17日の同条第 2 項の規定による松崎町長からの意見照会に対し、当市は翌 18日、同条第 3 項の規定に基づき議会に付議する旨を回答したところでございます。

その結果、関係市町すべてが付議することとなったことにより本日上程をさせていただくものであります。

それでは、規約について概略をご説明いたします。

恐れ入りますが、議案件名簿 3 ページからお開きいただくとともに、別添条例関係等説明資料の 1 ページからをご参考ください。

まず、第 1 条は、法定合併協議会の設置根拠を明記し、これに基づき下田市、河津町、南伊豆町及び松崎町の 1 市 3 町での合併協議会を設置する旨を定めたものであります。

第 2 条は、協議会の名称を南伊豆地区 1 市 3 町合併協議会とすることとしたものであります。

第 3 条は、協議会の担任する事務について定めたものであります。

第 4 条は、協議会の事務を執行管理する事務所の位置について定めたものであります。

第 5 条は、協議会の組織について定めたものであります。

第 6 条は、協議会の会長について定めたもので、会長は下田市長であります。

第 7 条は、副会長について定めたもので、会長の職務代理者は会長があらかじめ指定する副会長が務めることとなっております。

第 8 条は、協議会の委員となるべき者の範囲、身分について定めたものであります。今のところ会長以外の委員は 25名を予定しております。

第 9 条は、協議会の会議の招集方法について定めたものであります。

第 10条は、会議の運営について定めたものであり、運営方法については、合併協議会会議運営規程を設けて執行していくこととなります。

第 11条は、協議会の委員以外の者を会議に出席させることができる旨を定めたものであります。

第12条は、協議会が所管する事項の一部について調査し、専門的に協議を行う必要があった場合、小委員会を適宜設置することができる旨を定めたもので、今のところ合併市町村基本計画等策定小委員会、新市の名称選定小委員会等が想定されております。

第13条は、協議会に提案する事項の協議・調整を行うための組織として、幹事会を置くことができる旨を定めたもので、幹事会の幹事には今のところ各副市町長、各市町の総務課長及び合併担当課長等を想定しております。

第14条は、協議会の事務処理機関として協議会に事務局を設置する旨を定めたもので、今後、合併協議会事務局規程を設けて執行する予定であります。

第15条は、協議会の事務執行に伴う経費の負担について定めたもので、負担金の負担割合は関係市町の長の協議により定めることとし、今のところ均等割 40%、人口割 60%を想定しております。

第16条は、協議会の出納に関する監査を行う監査委員の設置について定めたもので、監査委員には1市3町の代表監査委員をお願いする予定であります。

第17条は、協議会の予算、出納、現金の管理など財務に関して総括的に定めたもので、今後、合併協議会財務規程を設け執行していくこととなります。

第18条は、会長、副会長及び委員等の報酬の額及び費用弁償等を受けることができる旨を定めたもので、今後、報酬及び費用弁償に関する規程を設け、的確に執行していくこととなります。

第19条は、協議会を解散した場合の出納処理について定めたものであります。

第20条は、補則として本規約に定める以外の事項について、会長が別に定める旨を規定したものであります。

附則でございますが、規約の施行日は1市3町の長が協議して定めた日からとするものであります。

以上で議第1号の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（増田 清君） 議第33号の当局の説明が終わりました。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時54分休憩

午前11時 4分再開



議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

議第 33号の当局の説明は終わっております。

本案に対する質疑を許します。

2 番。

2 番（藤井六一君） 今まで何回かこの同じような議案の審議、審査をしてきたわけですが、現状では議会に求められているのは合併への手続といいますが、そうしたことで最も肝心な、どんなまちをつくるのか、どんなまちにしたいのかという議論はさておいて、手続議論に終始しているわけなんです、そうしたことです、私も手続について二、三質問をしてみたいと思います。

まず、第 6 条会長は下田市長をもって充てるという、充て職みたいな形になっておりますけれども、この説明資料を見ますと、協議会の会長と委員は別であると、だからあらかじめ会長はもう決まっているんだというように理解しているようでありますけれども、この地方自治法の 252 条の 4、協議会の規約、協議会は規約をつくらなければいけないという規定をしているわけなんですけれども、その中の 4 項、協議会の組織並びに会長及び委員の選任の方法としてあるんです。規約の中に会長の選任の方法がうたわれておりません。説明を見ますと、既にもう決まっているんだという、会長ありきでこの協議会の規約ができているわけです。この辺のことについて、どのように理解したらいいのかちょっと私わからないので、その点についてご説明をお願いしたいと思います。

それからですね、松崎町が過去何回か否決されております。その理由として、前回市長も答弁されておられましたけれども、西伊豆町との関係、それから下田市の財政問題、大きく分けてこの 2 つが理由になっているというふうなお話でした。その財政問題で、財政上で大きな問題を抱えている下田の市長がこの協議会の会長ということ で、充て職で収まっている、このことが本当に合併をしたいんだったら降りるべきじゃないのかな、どこか別の町の方に譲るべきじゃないのかな、少し下田は逆に一步下がって、そして皆さんのおしりを押す立場に立ったほうが進めやすいんじゃないかなと思いますけれども、その点市長、どのようにお考えでしょうか。

それからもう 1 点、第 8 条の第 3 項、1 市 3 町の議会の議員のうちからそれぞれ議会が選出した者各 1 名、参加する市町から議員各 1 人を委員として出すという規定がされております。説明欄を見ますと、議会が推薦する議員となっておりますけれども、この推薦の仕方についてどのようにお考えなのか、それから、この合併協議会というのは、法定協というの、

もう合併ありきではないはずなんです。合併の是非についても議論するとこの説明の欄に書いてあります。だとすると、議会から選ばれる委員は賛成、反対旗色がはっきりしている人は出るべきではないと思いますけれども、その点についてのお考えを伺いたいと思います。

議長（増田 清君） 番外。

市長（石井直樹君） まずですね、会長職を下田市長が受けているということに対してご異議があったようでありまして、一歩下がってやりなさいという藤井議員の言い方でしたね。過去の1市2町の合併議論が出たときが一番最初にありました。下田、河津、南、あのときはやはり私自身がまだ市長職の経験も少ないということで、河津の町長にお願いをいたしましてなっていた結果があります。その後議会から何で市長がリーダーシップをとらないんだというご指摘を逆にいただいて、今度は会長になったら遠慮すべきだという、どうもいろんな議論がこう出てくるようでありまして、今回はここに書いてありますように4人の首長で話をした中でご推薦いただいてやらせていただいたということでございます。経過は同じような経過がありますけれども、そのような中で、今回の合併のリーダーとしてしっかり私はやりたいと、こういう思いを持ってご推薦を受けた中で、お断りすることなく受けさせていただいたという姿勢でございます。

議長（増田 清君） 番外。

企画財政課長（土屋徳幸君） ただいまの市長の答弁に関連いたしまして、まず第1点目の第6条に規定しております会長の選任方法のご質問でございます。確かに議員のおっしゃったようにですね、地方自治法のいわゆる252条の4、もしくは252条の3、まず地方自治法の252条の3については協議会の組織ということで第2項のところに会長及び委員は規約の定めるところにより、関係普通地方公共団体の職員のうちからこれを選任しなさいよと。それを受けて協議会の規約の252条の4の規定には、第1項第4号で協議会の組織及び会長及び委員の選任の方法について規定しなさいよと。

この地方自治法の規定については、一般的、全般的な協議会、これは法定協だけではありません。いわゆるあらゆる協議会、協議組織のそれぞれの組織の運営について地方自治法は基本的な部分での規定をなされているところであります。今回の合併協の関係の規約については、個別法の市町村の合併の特例等に関する法律の第3条、合併協議会の設置という条項の中に第2項のところで、合併協議会の会長は地方自治法第252条の3第2項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより関係市町村の議会の議員もしくは長その他職員または学識経験を有するも者の中からこれを選任するということで、あらかじめもう選任する形での

個別法での規定に沿った第6条の規定であります。

以上です。

議長（増田 清君） 番外。

副市長（渡辺 優君） 3点目の議会が推薦する議員について、藤井議員の考えとして、法定協議会は立ち上げたからといって合併をするということではない、やはり合併すべきかしないかも議論する場ということでこれは当然でございます。我々としてはですね、推薦する立場とすれば、これは委員も推薦の立場の委員がいいなと正直そう思いますけれども、議論をする場としてはですね、そういう賛意を表す議員、または反対の議員という仕分けはしないでしっかりと議員の皆さん方に適任者を選んでいただくという姿勢でございますので、これはまた議長のほうにお願いをいたしましてですね、いろんな会派の 打ち合わせとか、または全協とかそういう中での選任をいただきたい。そのためには今言いましたように、賛成反対、こういうことにはこだわらないという方向でいていただきたいとは思いますが。

議長（増田 清君） 2番。

2番（藤井六一君） 想定の範囲内の答弁をいただきました。ただ1点、個別法の今、説明がありましたのでなんですが、確かに、第3条第2項合併協議会の会長は地方自治法第252条の3第2項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより関係市町村の議会の議員もしくは長その他の職員または学識経験を有する者の中からこれを選任する、となっておりますよね。ですからこの個別法を尊重するならば、こっそり4人の首長でね、密室で選ぶということはいかなるもののでしょうか。そして、その方法について4人で密室で選ぶなら選ぶで結構なんです。でもそれはね、この規約にうたっていないければおかしいんじゃないですか。それを指摘したわけなんです。その点について見解を伺います。

議長（増田 清君） 番外。

企画財政課長（土屋徳幸君） 要は、個別法の第3条第2項の規定については、選任の方法を規定していると私どもは理解しております。したがって、この選任の方法に基づいて首長の中で協議した結果、会長としては下田市長をお願いするというふうにそういう意味では合意をなされ、その中で、規約の中に明確にうたわ せていただいたと、一方では、選任の方法はこの個別法に基づいて選任をしましたよというところであります。ただその密室といいますが、要するにほかの学識経験者やもしくは議員さん、その他なる資格のある人がいるのにもかかわらずという趣旨のご質問であろうと思いますが、そういった意味では全体的な行政運営のいわゆる執行の能力、こう言ったら大変申し訳ないですが、それぞれのやはり権限な

り能力を持った方にやっていただいたほうが協議会の運営上は一番スムーズに行くんじゃないかというところの配慮も一方ではあったと思います。議員ご案内のとおり、同法第3項においてはですね、一方ではその他の委員については一応そういう形で規定がされております。関係市町村の議会の議員または長その他の職員もとありますけれども、一方では委員もそういう規定がございます。そういう状況でまず会長と委員は別の性格のものであるという位置づけが一方ではなされると思いますので、会長は会長としての選任をし、規定をさせていただいたというところであります。

議長（増田 清君） 2番。

2番（藤井六一君） ちょっとすれ違っているので結論は出ませんので、これ以上続けても意味がないかなあとと思います。ただ、この協議会の規約 252条の4、この中にこの協議会の規約の中にはこれこれこういうものを具備しなさいよという規定ですよ、これは。その中に会長及び委員の選任方法というのがうたわれているんだと。そしてこの個別法の中には、その選任については首長だけでなく一般の人あるいは職員でもいいじゃないか、学識経験者でもいいじゃないか、議会の議員でもいいじゃないかというふううたっているわけなんです。今、課長のご説明の中で4人の首長の中から選ぶのがベターだろうという判断をされたという、それは結構なんです。でも、その規約が不備じゃないのかなということを私は言っているわけなんです。

議長（増田 清君） 番外。

企画財政課長（土屋徳幸君） 要するに、原因としては見解の相違というか意見の行き違いがあるというお話でございますが、我々といたしましては、当然、他団体、市町の実例またその規約の内容等々も参考にしながらですね、いわゆる先進地の事例も参考にしながら、また県の見解も確認しながらこのような規約を定めさせていただいたわけで、我々としてはこの見解が正しいものと考えております。

以上です。

議長（増田 清君） ほかにございませんか。

1番。

1番（沢登英信君） 今回の1市3町の合併協議会の規約案であります、その前に合併に関する取り組みが平成14年からされてきたと思いますが、今回で何回目になるのか。そして、そのための経費を幾らかけてきたのか。何人の職員がそれにかかわってきたのか。そういうことについてお尋ねをしたい。それから、なぜ合併がそういう意味で達成されなかったのか。

現時点での、この2月時点での松崎の町議会の結論は、やはり残念ながら下田市の財政問題、担当課長自身松崎町の議員のところにも説明に赴いたとこういう話も聞いておりますが、結果として、やはり理解が得られなかったということではないかと思うわけでありませう。もう1つは、婆沙羅を越えて下田市と合併するよりも、西伊豆地区、西伊豆としての経済の一体性があると、この2つのことがその原因になっていると市長も認識をしているところであると思ひますが、結局この経過を見ていると、松崎町議会と松崎当局とが意見が合併について相反しているとこういう結果になっているんだと思うわけだ。そして、議会の多数はとりあえず下田とは合併しない、合併するにしてもほかの方向を選ぶべきだと、こういう結論を出しているわけでありませう。

議会制民主主義、こういう物の考え方からいきますとですね、議会の多数が出した意見を覆して、再度松崎町議会にそれを上程しようというようなことはどういうことを意味しているのか、自分の考え方にそぐわないものはこの制度に従ってどんどん出してですね、覆すまで、覆るまでそういうことはやっていいんだと、こういう理解に立っているのかどうなのか、松崎町民の思いや議会の思いについて、市長はあるいは合併を協議会を立ち上げようと考えられている当局の皆さんはどう理解をしているのか、その点について どういう論理で理解をしているのかをおたずねしたいと思ひます。そしてこの合併が 編入合併でなくてですね、対等の合併であると、こういう方向で進めるとすればですね、第6条の会長は下田市長をもって充てる、あるいは副会長は第7条の云々というような点については、むしろ委員の選任と同じようにですね大枠をつくっておいてその協議会の中で会長や副会長を選出をしていく、こういうやり方がより民主的で あり妥当なやり方ではないかと思ひわけでありませう。それを前もって4人の首長さんの推薦で下田市長がなるんだというようなことで、本当にこの近隣の市町村及び住民の思いをくみ上げている民主的な規約になっているのかどうなのかという点で疑問があると、検討したらどうかと、こういう意見でありませう。

それから、第8条第4項の1市3町の長が協議して定めた学識経験を有する者 14人以内とこういう具合になっておりますが、4団体でありますので4で割りますと三四、十二、2人余るといふようなことに対等に割り振るといふ具合になると思ひわけ だ。恐らくこの2人は当然、県の指導を受けなければならないといふようなことで、県のそれなりの人たちがこの委員として想定をしているのではないかと思ひけれども、その点がどうなのかと。それから、そういう意味での県の押しつけ合併の嫌いがあるとこいう指摘も受けられているわけでありませうので、この委員の中にですね、委員として県の代表職員を迎え入れるといふこと

はどういうことを意味するのかと。むしろ県議会や国への承認を得る、報告をするということもあろうかと思えますから、委員ではなくほかの形でですね、県の協力を得るということも当然考えるべきではないかと思うわけでありますが、この委員についてどのようにこの見解のもとに 14人になったのかお尋ねをしたいと思います。

それから、第 1 条及び 12 条、13 条ここに具体的な進め方ということに小委員会や幹事会というものがなくなっていくだろうと思うわけでありますが、ここの運営についてどのように進めようとしているのかお尋ねをしたいと思います。

対等合併ということになれば、例えばの話であります但し庁舎は河津町、共立湊病院は下田市に来る、こういうようなことが想定がされるわけでありますが、名前も下田市でなくなる可能性もそれは当然出てくると、そのような大変重大な内容を含んでいるにもかかわらず、この機会を逃してはできないというようなことで合併を進めようとしているわけでありますが、この合併を進める目的、スケールメリットからいっても、県が提示したものよりも小規模になりそのメリットは期待ができない、しかも国から来るべき交付税はそれぞれの町が単独で運営されたときよりも恐らく半分ぐらいになってしまうであろうというようなことが想定がされる、地方交付税もより一層少なくなる、住民 1 人当たりの行政予算は当然半減すると、こういうことが想定される、しかも中心地の下田にすべての施設を持ってこよう、こういうことでは、やはりなかなか対等合併とはいいいながら各地区が平等に発展をしていくというようなことが示せていないのではないかと思うわけですが、その点についてどうかと。具体的には、昨日の住民説明会でも市長は共立湊病院は新築するんだと、新築の場所は現地点と南高跡地と稲穂であると、こういう具合に報告をされておりますが、どこでどういう形でそれらの話が進められそういう結論になっているのか、そしてそれらの問題がこの合併と合併協議会の規約のあり方からいってどういう関係になるのかという点についてお尋ねをしたいと思います。

以上です。

議長（増田 清君） 番外。

市長（石井直樹君） 協議会の設置の議案とちょっとこう離れたほうへのご質問も絡んできたような感じがいたします。

まず、松崎のほうで進めている今回の再度の議案の上程というものにつきましては、これは松崎の町長さんの合併しようという強い意志のあらわれでありますし、またこれについて、法に定まったやり方で進めておるわけでありますので別に問題はないし、我々も当初より合

併をしたいという思いを持って議会でも議決をいただいているわけでありますので、それに倣って今回松崎の照会を受けた中で議会に上げさせていただいているわけであります。

共立湊病院と合併後の問題というものも、何回かこの議会の中でも答弁をさせていただいております。昨日の下田地区の地区説明会におきまして、確かに沢登議員が言われたように、今病院の問題は現地点とそれから南高跡地、それから稲梓というのが一応は候補地として挙がっておりまして、これが今回5月12日に行われます建設検討委員会の中で、また議論されるというご報告を昨日させていただいたところでございます。

議長（増田 清君） 番外。

企画財政課長（土屋徳幸君） まず、かなり多いご質問でございますので、場合によっては質問の答弁が足りないと思われるところがあるかもしれませんので、その際にはまた追加してご指摘をいただきたいと思っております。

まず、1点目の過去におけるすべての合併の経緯とそれから経費の関係でございますが、現在私どもが把握しているところでは、従来の合併の経過につきましては、議員ご案内のとおり平成14年5月29日にですね、当時賀茂地区合併検討委員会を設立いたしましてそこから始めまして、準備を始めたと。

平成15年4月1日には、下田市・河津町・南伊豆町合併推進協議会を設置したという流れになっております。そして、最終的に平成16年1月31日に下田市・河津町・南伊豆町の合併協議会が解散したという経緯にあります。

それを踏まえまして、平成16年5月12日に下田市・南伊豆町1市1町の合併推進協議会の設置がなされたようでございます。しかしながらこれもですね、南伊豆町の議会において否決がなされまして、16年6月23日に1市1町下田市・南伊豆町合併推進協議会は解散をしているところであります。これを受けまして、今回の松崎町と同じように住民発議のいろんな手続がなされたことがありますけれども、最終的には議案は否決をされたということで結果的にはこれも流れてしまったということでもあります。

その後、18年3月22日に市町村合併の推進構想が示されまして、5月22日に南伊豆地区合併調査委員会設置、1市5町の助役を中心とした調査委員会を設置しまして、その後協議をしたところでありますが、最終的にはこれも平成19年12月3日にですね解散をしたところであります。

そして現在に至っている状況でございますが、過去におけるそれぞれの合併に関連する経費についてどうであるということについては、申し訳ございません、今の手持ちでは細かい

データを持っておりませんが、まず直近の平成 19年度の合併に向けての準備段階の準備会、副市町長を中心といたしました準備会を設置いたしまして、それを3月末まで検討させていただいたと、それが今年の1月23日に準備会を設置いたしまして、3月25日まで活動してきたわけでございます。それについての費用、この関係につきましては、決算額といたしまして歳出の積算額では52万2,845円と全体ではなっておりません。事業の内容につきましては、1月23日に発足後、それぞれ規約の検討や協議会の予算案等の検討や、そういった形でいろいろな今後の手続について検討していたというのが実情でございます。

それから、1条から1条にかかるそれぞれの会議の運営の具体的なものについてどうなっているかというご質問があったところでございます。

現時点において、これ正式にはまた協議会の中でその諸規程は決定をするところでございますけれども、先ほど議案の説明の中でもご説明を申し上げたとおり、それぞれの条文の運営規程について設置をする、規程をまずつくと、で遺漏のないように今後協議会の運営をしていくということをお話をさせていただいているところであります。具体的には今、案といたしましてですね、手持ちに持っておりますのは、まず会議運営規程、小委員会設置規程、幹事会設置規程、財務規程、事務局規程、それから委員等の報酬及び費用弁償に関する規程等この6規程をとりあえず案としては、たたき台として作成はしてございます。最終的にはこれもまた協議会で正式に決定がなされると思いますが、いずれにしてもそれぞれの規程に基づく、規約に基づくそれぞれの運営規程については、それぞれ規約の下にそれぞれ規程をつくりまして、遺漏のない運営にしていきたいというふうには考えています。

以上であります。

議長（増田 清君） 番外。

副市長（渡辺 優君） 合併協議会の委員の関係でございますが、沢登議員が言われるように県の支援ということで、県の職員2名を予定をしております。議員はこの県の委員の2名が何を意味するのかと、逆に違う形での支援を求めたほうがいいんじゃないかというご意見でございまして、これは違う面での当然に支援も求めていきますけれども、やはりこの合併協議会の運営、それから皆さんの理解をいただいておりますね、合併へ向かう一連の手続の中で、この協議会だけで決められない部分が多々あります。県の手続、国への申請手続、こういうものもあるものですから、各先進事例の中でも、県の職員がそれらについての知識を活用して支援をしてくれた、こういうことに対しまして、今回1市3町の協議会においてもですね、ぜひ2名応援をしていただきたいと、決して他意はないわけございまして、その事務事業



を進める中でスムーズにいくためにもですね、やはり県の部局の職員の応援を求めるものでございます。そのほか、数多くの支援もその協議会の中でも協議をし、求めていくところはやぶさかではございません。

以上でございます。

議長（増田 清君） 答弁漏れがございますのでお願いします。

協議会の中で、会長、副会長を決めるべきではないかという質問がありました。それについて答弁をお願いします。

番外。

企画財政課長（土屋徳幸君） その点につきましては、先ほど藤井議員からのご質問と同じ趣旨であろうかと思えます。いずれにしましても、この案を作成するに於いて先ほどの合併の特例等に関する法律に基づきましてですね、この規約の中で具体的に会長と委員は別の性格のものだという位置づけがございますので、明確に会長の選任を首長の協議の中で、またそれは前提としてはそれぞれ各副市町長の段階の準備委員会等での協議もございましたけれども、首長の協議の中で決定をさせていただいたというものでございます。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） 6条、7条につきましては、同じ下田市長になるにしてもですね、協議会が開催されてそこで正式に選任がされるというようなことは、やはり委員の選任と比較しても同じようなシステムになるわけですので、そのほうがいいのではないかと私は思うわけですが、そうではないという見解のようでもありますので結構であります。

それで、この規約に基づいて協議会が持たれる、あるいは松崎町の議会が可決あるいは否決と、両方想定がされると思いますが、日程的にはどんな形でこの協議会の運営が進められると予定しているものなのか重ねてお尋ねをしたいと思います。そして、そういう日程の中でこの協議会の幹事会あるいは小委員会ですか、こういうものがどう進められるのか、明らかであればご答弁いただきたいと思えます。

議長（増田 清君） 番外。

企画財政課長（土屋 徳幸君） 今後の日程といいますか、スケジュールにつきましてはですね、先般の全員協議会の中で、この単独請求のスケジュールをお示したところでございます。聞くところによりますと、今の状況では本日、下田市がこの合併関連の議会の開催をさせていただいて、他の3町につきましては、明日1日で結審をするという日程になっていると伺っております。下田市は明日、委員会は今日の委員会を踏まえて、明日の結審というこ

とで5月2日の日程で各議会の判断が示されるというスケジュールになっているところであり  
ます。

そういった中で、先般ご案内申し上げたとおり、下田市、松崎町を除く1市2町について  
は、既に町市の方向性は前回のときに決めたものでその後変更はないというようなことも伺  
っております。そういった意味では松崎町のみ否決の経緯を踏まえて、この議会でどうい  
う判断をするのかわかりませんが、その結果によっては、単独請求の住民発議というこ  
とで住民投票という道も想定がされるという話をさせていただいたところでもあります。その  
日程については、松崎町の日程等々でありますので、何とも言えませんが、伺ってい  
るところでは早くも6月1日の投票日、もしくは遅くても6月8日ごろの投票日を想定して  
検討をしているというふうに伺っているところでもあります。今後どうするかということご  
ざいですが、合併のそれぞれの1市3町の足並みがそろって、法定協を設立するとい  
うことになりましたら、今申し上げた松崎町のスケジュールに合わせて早ければ6月1日とい  
うことでもありますので、6月1日に民意が反映された形になったとすれば、6月早々に  
でも合併の法定協の設立に入らなければならないというふうに考えているところでは  
あります。

それ以降、来年平成27年5月頃までには合併協定書の調印をしなければなら  
ない。そして、6月にはそれに基づいた合併の議決をいただきまして、その後9カ  
月から10カ月くらいかけて、27年度の3月、要するにそういう点では目標とな  
る27年3月までの合併新市誕生に向か  
っていきたいというふうにスケジュール上は考えているところでは  
あります。

以上です。

議長（増田 清君） いいですか。

手を挙げて……。

1番。

1番（沢登英信君） 庁舎は、河津に行くというようなことが想定されるのか、  
そういうことも含めてこの協議をするのかと、例えばの例をしたわけではあり  
ますが、それについての答弁がございませんので、あればお願いを  
したいと思っております。対等合併というのはどうい  
うことを意味しているのかと、重立ったところでの  
ご答弁をいただきたい。

議長（増田 清君） 番外。

副市長（渡辺 優君） 対等合併の意味は、吸収合併ではない対等の合併  
という意味でございます。

庁舎等また沢登議員、共立湊病院の、というようなことがあり  
ましたけれども、この共立

湊病院は申し訳ございませんが議論にはなるでしょうけれども、合併とは切り離して協議をしていこうという方針を立てております。ただ庁舎等につきましてはですね、やはり協議会が立ち上がった段階の中で、他のいろんな項目と合わせて協議をしていく、または最終的に決定していく、こういう手法になるかと思えます。

議長（増田 清君） はい。ほかに質疑ありませんか。

これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第 33号議案は総務文教委員会に付託をいたします。

#### 議第 34号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（増田 清君） 次は、日程により、議第 34号 平成 20年度下田市一般会計補正予算（第 1号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

企画財政課長（土屋徳幸君） それでは、議第 34号 平成 20年度下田市一般会計補正予算（第 1号）についてご説明いたします。

お手元に浅黄色の補正予算書と補正予算の概要をご用意いただきたいと思います。

まず、補正予算書の 1 ページをお開きください。

第 1 条の歳入歳出予算の補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 560万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 86億 1,545万円とするものでございます。

第 2 項の歳入歳出予算の補正の款項の主な内容につきましては、補正予算の概要によりまして説明させていただきますので、浅黄色の補正予算の概要の 2 ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、歳入でございますが、企画財政課関係といたしましては、 1 款 1 項 1 目地方交付税は 500万円の追加で、このたびの合併法定協議会の設置に伴う合併準備経費について、その 2 分の 1 が特別交付税措置の対象となるため、当市の実質法定協議会負担相当額の 2 分の 1 を受け入れるものであります。

続いて、 2 款 5 項 4 目雑入は 60万円の追加で、同協議会により事務取扱受入金として派遣職員 3 名分の通勤手当 16万 5,000円と、管理職を除く 2 名分の時間外手当 43万 5,000円を受け入れるものであります。

続いて、歳出でございますが、企画財政課関係では、2款1項7目 0240事業、地域振興事業は90万円の追加で、法定合併協議会派遣の課長職1名分の管理職手当 46万5,000円及び同協議会派遣職員の2名分の時間外手当 43万5,000円であります。同 0250事業、合併対策事業は1,210万円の追加で、法定合併協議会負担金 1,202万5,000円が主なものでございます。12款1項1目一般会計予備費は1,040万円の減額で歳入歳出調整額でございます。

次に、総務課関係では、2款1項1目 0100事業、総務関係人件費は300万円の追加で、法定合併協議会派遣職員の代替臨時職員の2名分 10か月の賃金の計上でございます。

以上で、議第34号 平成20年度下田市一般会計補正予算(第1号)の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長(増田 清君) 当局の説明が終わりました。

本案に対する質疑を許します。

1番。

1番(沢登英信君) 特別交付税500万の予算であります。この根拠についてもう少しご説明いただきたいと思っております。1,000万の費用がかかる、その2分の1の500万と、こういう具合に理解をしてよろしいのかということであります。それから雑入の60万、恐らく3町のほうから20万ずつというような計算式になっているんじゃないかと思うんですが、事務職が何人想定してこの時間外と通勤費の分として負担をしているのかということであります。そして、10ページのほうの10番事業と、24番事業は合併とは関係がない事業なのか、あるいは合併協議会のほうに市の職員を回すので、その代替というんでしょうか、臨時職員の代替としての予算措置になっているのかどうなのか、そういう点についてお尋ねしたいと思っております。

議長(増田 清君) 番外。

企画財政課長(土屋徳幸君) まず、1点目の特交の500万の算定根拠であります。先ほどご説明したとおり、今回の新設合併の関係の国の財源措置といたしまして、合併の準備経費に対する財政措置として特別交付税が定められております。それについては今申し上げたとおり、準備経費についての2分の1ということであります。この2分の1がどのように計算されているのかということですが、1番議員はちょっと誤解されたと思っておりますけれども、この予算は下田市の予算でございます。そういう意味ではこの特交の部分は下田市の受け入れる特交分でありますので、この予算書の中に歳出のほうにありますけれども、下田市の負担金、これが1,202万5,000円ということで計上されております。その負担に対して準

備経費ですから、交付税措置をします。しかしながら、この 1,200万の全体に対して国は措置するわけではございません。というのはどう いうことかという、先ほど議員がご質問ありました、一方では雑入ということで下田市は派遣した職員分のそれぞれの給与以外のいわゆる通勤手当とか、時間外手当を負担金の中から協議会からこちらのほうへ戻してもら、そういう雑入が一方ではありますので、負担金全部を負担するんじゃなくてその分を差し引かなければならない、基本的には。それとまた予備費も関係ないことですので、それらを控除した残りのものの2分の1が約 500万円ということで、特交を 500万という計上をさせていただくということでありませう。

歳入分の 60万はではどういう根拠だと、雑入の 60万円、というお話でした。今申し上げたとおり派遣職員、一応3名分を予定しております。うち、1名が管理職、2名が一般職というような状況の中で、通勤手当は管理職も一般も同じですので、そういう意味では 16万5,000円を予定しております。一方では、管理職以外の2名の職員は時間外手当を支給しなければなりませんので、その分については 43万5,000円を想定しておりますので、合わせて60万相当を協議会のほうからこちらのほうへ受け入れるための雑入という意味合いでございます。

それから、一方で歳出のほうで、0240事業の地域振興の90万円の分と0100事業の総務課関係の人件費の300万円、これについても今触れさせていただいたとおりでありまして、執行の予算としては企画財政課の予算で時間外や管理職手当等は措置をさせていただきますけれども、合併関連で使う。しかしながら、この派遣した職員2名の、言い方は悪いんですが、欠員になったところというか、いわゆるこちらの本庁で欠員になった部分は人材を補てんしなければなりませんので、その2名分の臨時職員を雇う必要が出てきます。その臨時職員の臨時賃金としてここでいう300万円を措置させていただいたのは、あくまでも行政執行の全体の枠の中の人件費でございますので、総務課関係ということで計上をさせていただくということでありませう。

議長（増田 清君） ほかにございませうか。

これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております、議第 34号議案は総務文教委員会に付託いたします。

議長（増田 清君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

これより委員会審査をお願いし、明日本会議を午前 10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願い申し上げます。

ご苦労さまでした。

午前 11時51分散会